

Q142. 精神疾患の発症が強く疑われるにもかかわらず精神疾患の発症を否定する社員に対しても、何からの配慮が必要ですか。

精神疾患の発症が強く疑われるにもかかわらず社員本人が精神疾患の発症を否定して就労を希望した場合、漫然と就労を認めてはいけません。就労を認めた結果、精神疾患の症状が悪化した場合、安全配慮義務違反を問われて損害賠償義務を負うことになりかねません。